

次期（第四次）一般廃棄物処理基本計画について（骨子案の概要）

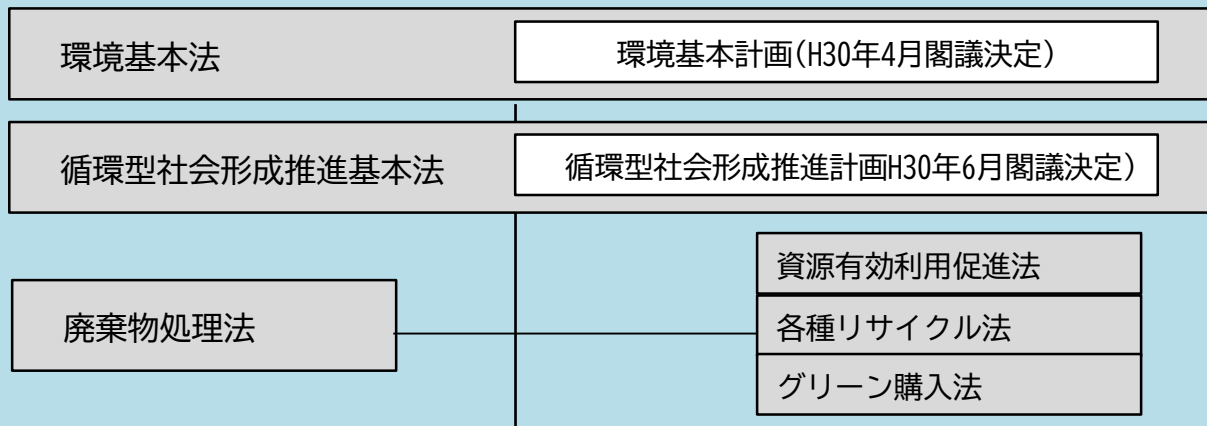
1 計画策定の趣旨 P 1-1

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を定めるもので、「ごみ処理基本計画」と「生活排水計画」で構成します。
 また、以下の国内外の取組を踏まえ、策定を進めます。

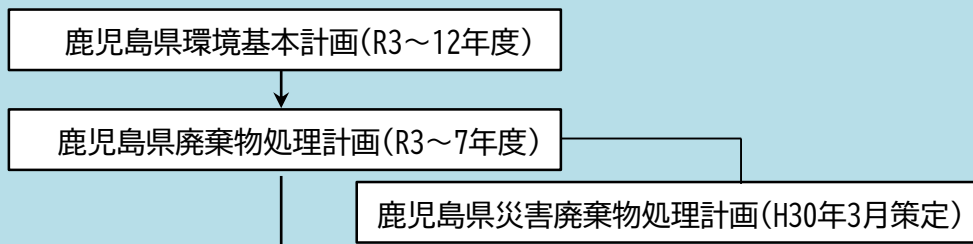
- 市の取組 ゼロカーボンシティかごしま宣言（令和元年12月）
- 国の取組 プラスチック資源循環戦略の策定（令和元年5月）
国会におけるカーボンニュートラル宣言（令和2年10月）
- 世界の取組 国連におけるSDGsの採択（平成27年）

2 計画の位置づけ P 1-2

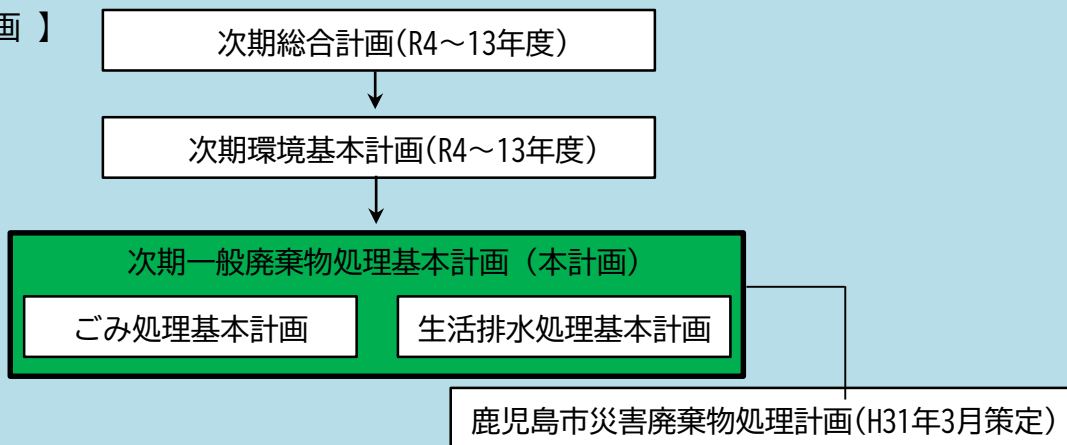
【国の法律・計画】



【鹿児島県の計画】



【鹿児島市の計画】



3 計画期間 P 1-5

令和4（2022）年度～令和13（2031）年度（10年間）
 ※ 5年目の令和8（2026）年度に中間見直し予定。
 この他、社会情勢の変化や国の動向等により、見直しを行う。

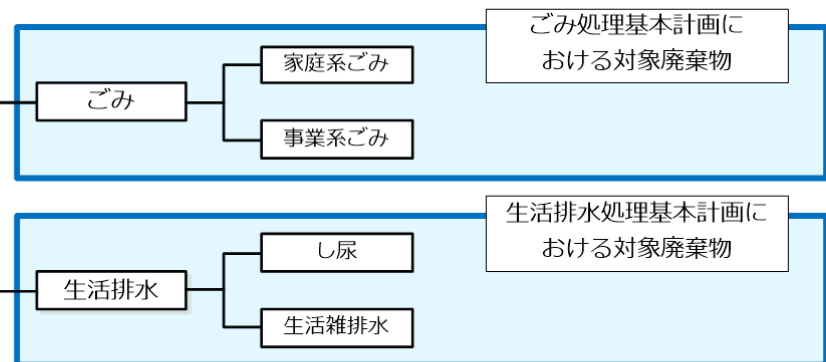
4 計画対象廃棄物 P 1-6

廃棄物〔占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったもの〕

* 放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。

- 産業廃棄物（事業活動に伴い生じるごみのうち、法令で定める20種類のごみ） 例）タイヤ、コピー機など
 - 特別管理産業廃棄物（揮発性、毒性、感染性のある廃棄物） 例）灯油、注射針など

一般廃棄物（産業廃棄物以外）



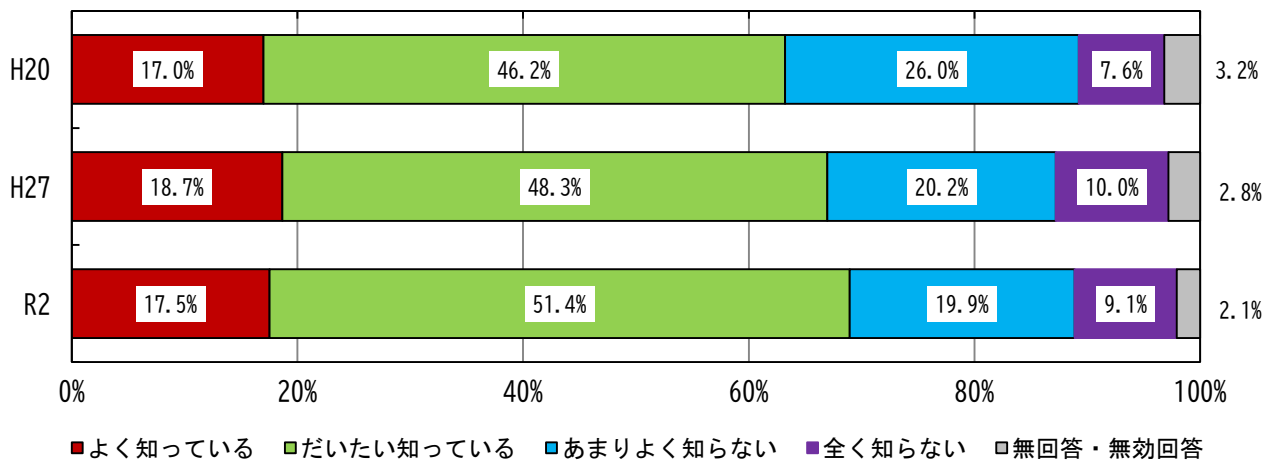
特別管理一般廃棄物

（一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性などにより、人の健康または生活環境に被害を生じるおそれのあるもの）
 例）清掃工場の灰、病院で血液の付着したガーゼなど

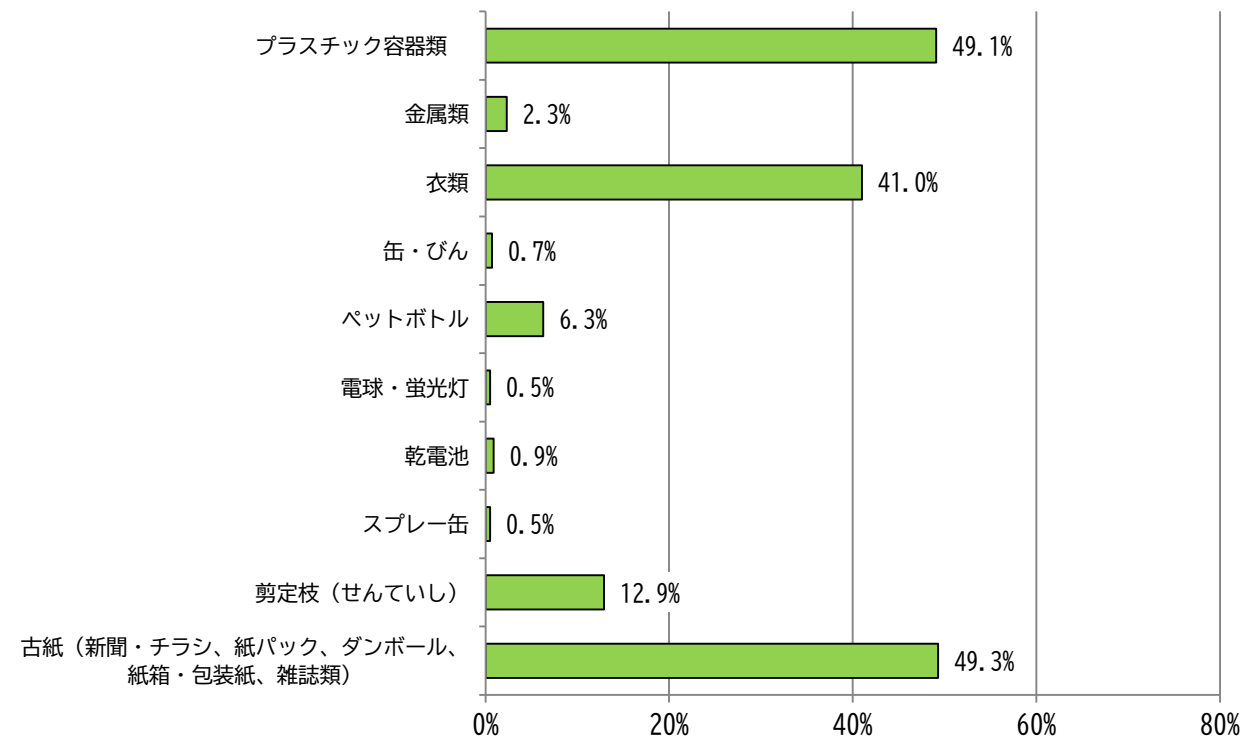
5 市民意識アンケート調査結果 P 3-23

資料3

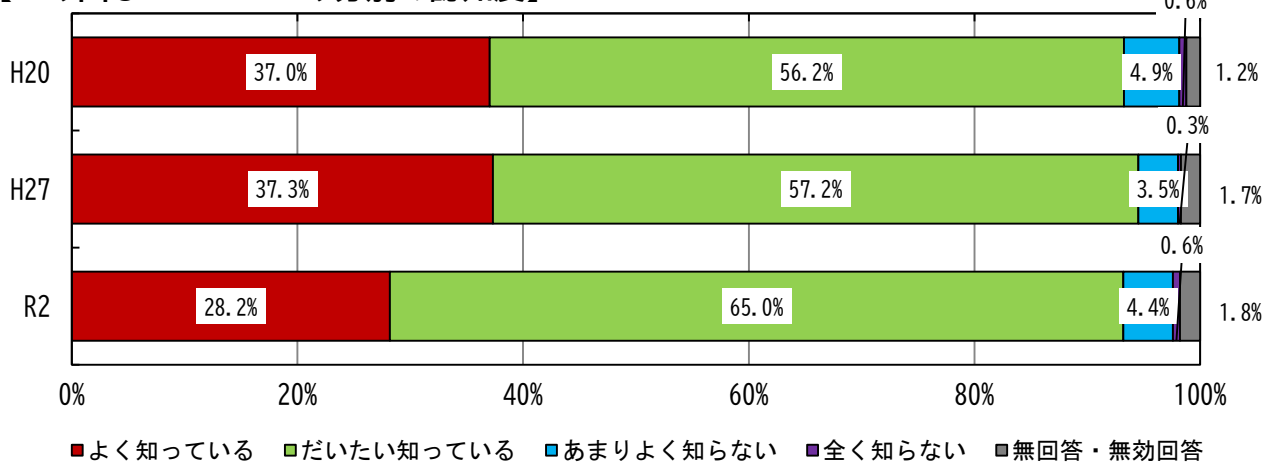
【3Rの認知度】



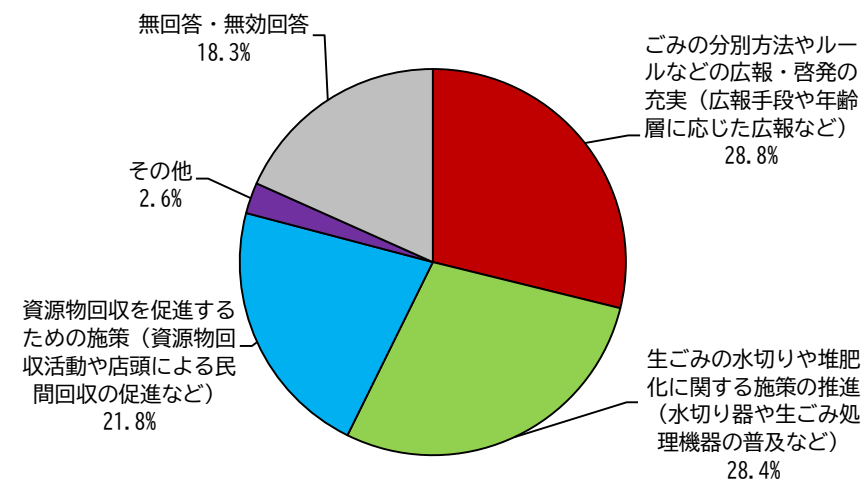
【もやせるごみに混ぜて出したことがある資源物】



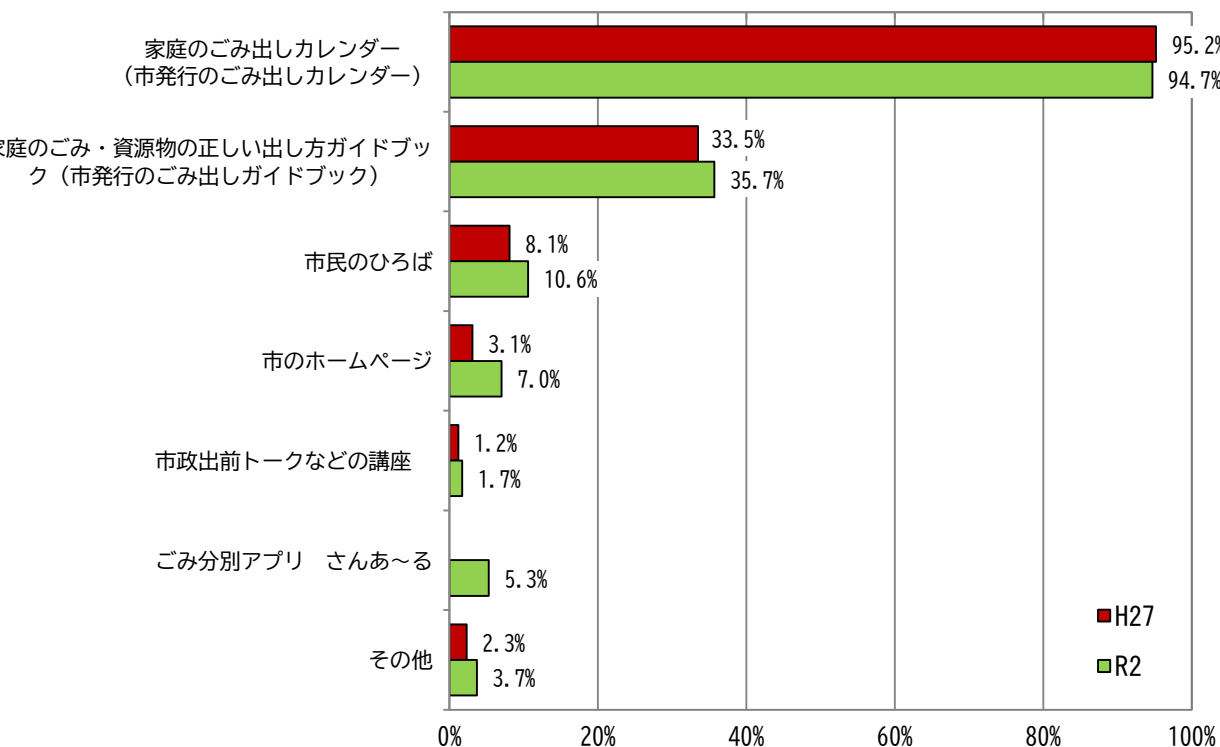
【ごみ出しルール・ごみ分別の認知度】



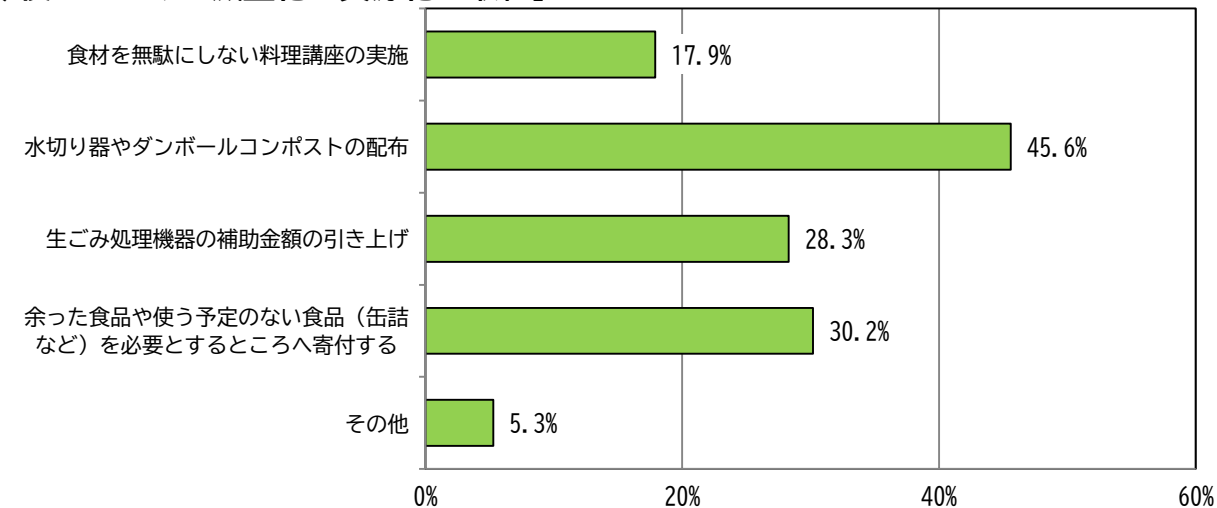
【本市が取り組むごみ減量施策として最も効果がある施策】



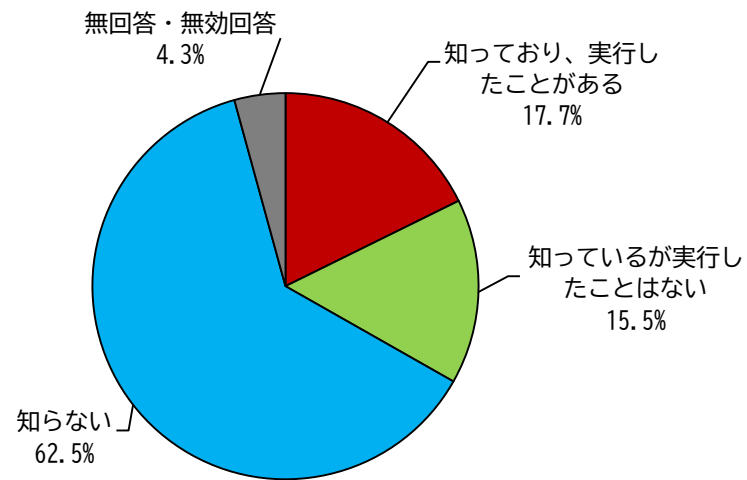
【ごみ分別方法やルールについての情報の入手方法】



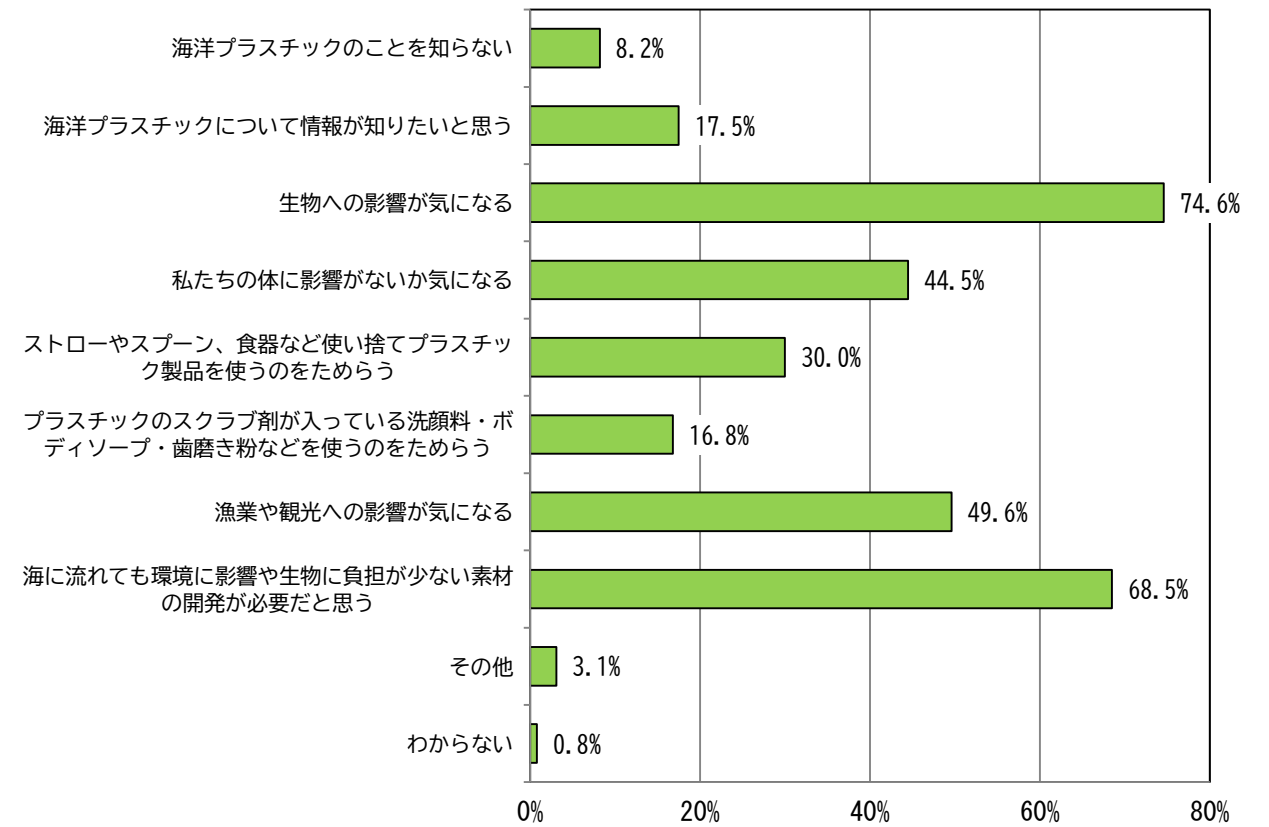
【今後の生ごみの減量化や資源化の取組】



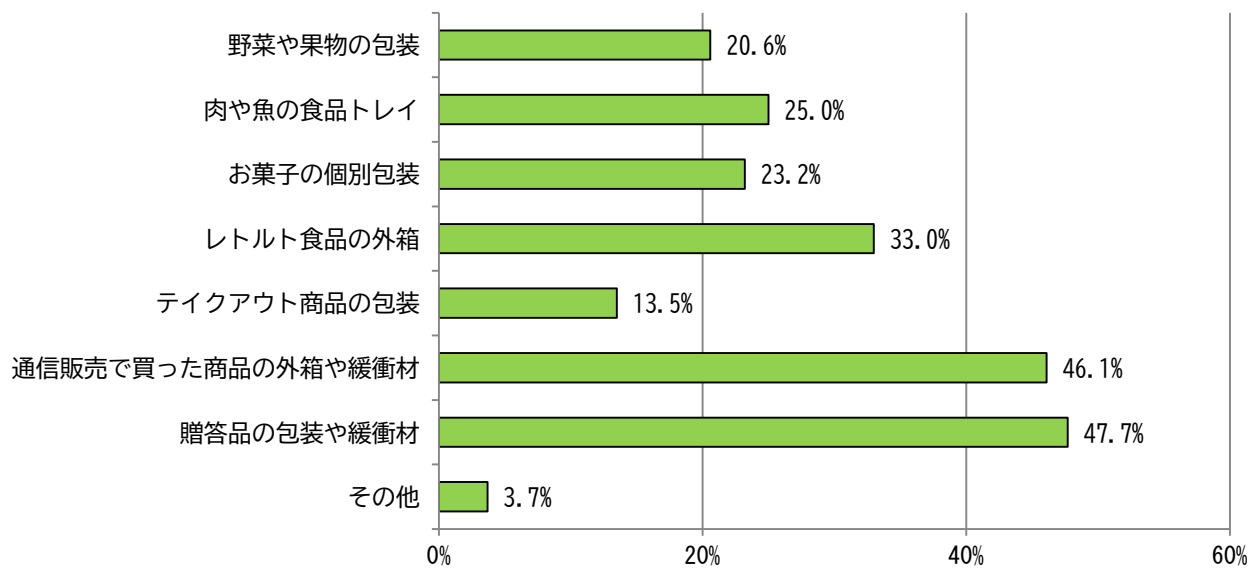
【3010（さんまるいちまる）運動の認知度】



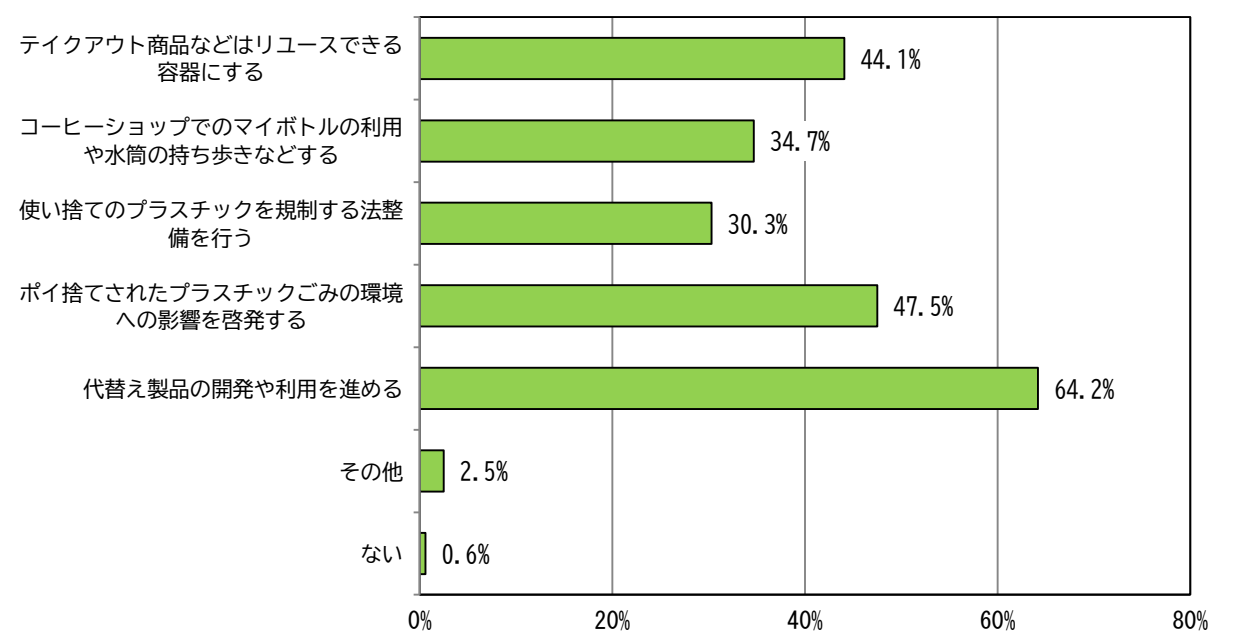
【海洋プラスチックの認知度】



【不要過剰と考えられる容器包装】



【プラスチックを削減するための取組】



ごみ処理基本計画の概要

基本理念

みんなで 資源の循環とゼロカーボンに取り組む持続可能なまち かしま

P 3 - 34



資源循環

⇒廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し、適正な廃棄物の処理を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らすこと

ゼロカーボン

⇒2050年までに鹿児島市のCO₂排出実質ゼロを目指す取組。乗り物や工場などで「排出するCO₂」と森林などで「吸収するCO₂」を同量にすることで実質ゼロを目指す。

今後の課題 P 3 - 31

(1)ごみの減量化・資源化

家庭・事業系ごみの排出量は、近年横ばいの傾向にあり、排出されたごみの中には、食べ残し等の「食品ロス」や古紙類等のリサイクル可能な物が多く含まれています。

このため、今後も引き続き、さらなる減量化・資源化の推進に向けた効果的な取組を進める必要があります。

- ① ごみの排出抑制
- ② 再利用の推進
- ③ 資源化率の向上
- ④ 市民への啓発
- ⑤ 分別の徹底

(2)プラスチック製品等の資源循環

使い捨てプラスチック製品等の発生抑制、使用後の分別、不法投棄防止のほか、海洋プラスチック問題などへの意識啓発等に取り組む必要があります。

- ① 使い捨てプラスチック対策
- ② プラスチックの適正処理

基本方針 1 3Rの推進

P 3 - 41~43

基本施策 1 減量化・資源化の推進

資源循環

◆広報啓発の充実と市民団体等への活動支援

- ・ごみの減量化及び資源化を推進するため、各種媒体を通じて、広い世代に広報啓発を行います。
- ・地域や学校、企業研修等において、ごみ分別説明会等を開催し、市民の意識啓発を行います。
- ・資源物回収活動事業への支援を継続します。
- ・市民に対して食品ロスを少なくするために計画的な買い物や料理を作り過ぎないようなライフスタイルを啓発します。
- ・生ごみの水切りの取組事例や水切りの効果について情報提供を行っていきます。

◆資源物の有効活用の推進

- ・「缶・びん、ペットボトル」、「プラスチック容器類」、「古紙類」、「金属類」などの資源物の適正分別が促進されるように啓発活動を強化していきます。
- ・生ごみの減量化・資源化意識の向上を図るため、生ごみ処理機器の購入に対し助成するとともに、ダンボールコンポストの普及啓発を図ります。
- ・家庭から出る剪定枝の資源化を図るため、粉碎機の貸し出しや購入に対し助成するとともに、家庭内処理できないものについては、戸別収集を実施します。

基本施策 2 プラスチック資源循環への取組

資源循環

ゼロカーボン

◆ワンウェイプラスチックの発生抑制等

- ・ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの発生抑制のため、事業者と連携しながら繰り返し使える商品を選ぶなど啓発していきます。
- ・容器包装プラスチックについては、資源物として分別徹底を啓発し、リサイクルを推進します。
- ・容器包装リサイクル法の対象外であるプラスチック製品のリサイクルについては国の動向を注視していきます。

◆海洋プラスチック問題に関する意識啓発

- ・海洋プラスチック問題について、環境学習や広報にて啓発していきます。
- ・身近な錦江湾の状況を知ってもらい、啓発していきます。
- ・漂着ごみ対策について、県や関係団体などと連携を図ります。

P 3 - 40

目標指標

現況(R元年度)

設定理由

目標指標	現況(R元年度)	設定理由
資源化率	15.2%	○ 家庭系・事業系のごみ量及び資源化量から、本市におけるごみの減量化・資源化を的確に把握できる指標のため、継続して設定
1人1日あたりごみ排出量	964 g/人・日	○ 資源化率と組み合わせて評価することで、ごみの排出状況を的確に把握できる。 ○ 市民に分かりやすくするとともに、人口変動に関わらず、ごみ量を的確に把握するため、総量ではなく、1人1日あたりの量を指標とする。
1人1日あたり家庭ごみ量	511 g/人・日	○ 現在、家庭ごみマイナス100gに取り組んでおり、継続して把握する必要があるため、設定

基本方針2 廃棄物の適正処理の推進 P 3 - 44~47



今後の課題 P 3 - 32

(3)効率的で高齢社会等に対応した収集・運搬
 人口減少や高齢社会等を踏まえ、効率的な収集・運搬を行うとともに、高齢者や障害者の方に配慮した収集の実施による支援に取り組む必要があります。
 ① ごみステーションの美化
 ② 環境に対応したごみ収集車の導入検討
 ③ まごころ収集の対応

(4)適正及び安定的な処理・処分
 南部清掃工場、リサイクルプラザ、最終処分場については、今後も適正な補修工事や維持管理を行い、安定的な処理を継続する必要があります。
 北部清掃工場においては、供用開始後13年が経過し、適正及び安定的な処理を継続していくため、基幹改良工事を行う計画としています。基幹改良工事については、地球温暖化への影響や災害時の運転継続に配慮する必要があります。

(5)廃棄物の不法投棄や不適正処理の防止等
 不法投棄の防止等のため、指導員の設置等による監視・指導体制の強化や意識啓発に取り組む必要があります。
 ① 廃棄物の不法投棄の防止
 ② 不適正処理の防止

P 3 - 40

基本施策1 高齢社会等に対応した収集・運搬の推進 資源循環

◆効率的な収集・運搬の推進

- ・ごみステーション周辺の美化を図るため、ボックス型ごみステーションを設置・補修又は再整備する町内会等に対して助成します。
- ・EVパッカー車など、環境に対応した収集車の導入に向けて研究します。

◆高齢化の進行等に伴う支援

- ・家庭から排出されるごみ・資源物を自らごみステーションに運ぶことが困難な高齢者及び障害者等を対象に、戸別収集を行います。
- ・ごみ分別が十分でない方々など高齢化に対する支援も研究します。

基本施策2 安全で効率的な処理・処分 資源循環

◆施設の適正な維持管理

- ・北部清掃工場については、令和2~7年度に基幹改良工事を行い、施設の長寿命化を行います。
- ・北部清掃工場及び南部清掃工場については、適正な運転管理により効率的な運営・管理を行います。
- ・リサイクルプラザ長寿命化の検討
- ・最終処分場の適正な維持管理

基本施策3 監視・指導体制の強化 資源循環

◆指導員の設置等

- ・廃棄物等の不法投棄や不適正処理及び資源物等のごみステーションからの持ち去り行為を未然に防止するため、廃棄物監視指導員による監視パトロールや指導等を行います。
- ・事業所の排出責任や自己処理の徹底を図るため、著しく多量の廃棄物を排出する特定事業者に対し、事業系一般廃棄物の資源化・減量化計画書の提出を求め、各事業所の資源化・減量化への取組を把握していきます。
- ・清掃工場への搬入車両の検査を実施し、不適正処理等に対する指導体制を強化します。

目標指標	現況(R元年度)	設定理由
不法投棄確認件数	175件	○ 現在の指標である「最終処分量」は人口減少によって減っていくことを踏まえ、廃棄物の適正処理に対応した市民に分かりやすい指標として、不法投棄件数を新たに設定

基本方針3 エネルギー源としての廃棄物の有効利用 P 3 - 48



基本施策1 バイオガスの有効利用と高効率発電の推進 ゼロカーボン 資源循環

◆南部清掃工場（バイオガス施設・高効率発電施設）の運営

- ・南部清掃工場の運営を実施することで、一般廃棄物の処理を行いながら、バイオガス施設では、バイオガスを精製した後、都市ガス原料として供給し、高効率発電施設では、高効率ごみ発電を行います。

◆北部清掃工場基幹的設備改良

- ・北部清掃工場は、焼却施設の長寿命化及びCO₂排出量削減のため、重要機器等の大規模更新や設備改良工事を行います。

P 3 - 40

目標指標	現況(R元年度)	設定理由
ごみ1トンあたりの発電量	409kwh	○ 清掃工場では、エネルギー源としての廃棄物を有効利用を図っていくことから、新たに設定

基本理念

良好な水環境と快適な生活環境の確保

👉 P 4 - 11



今後の課題 👉 P 4 - 10

(1) 汚水衛生処理率の向上

本市の汚水衛生処理率（令和元年度：92.8%）は、鹿児島県平均（平成30年度：76.7%）、全国平均（平成30年度：87.2%）より高い状況です。しかしながら、本市の人口の7.2%は、河川や海等の公共用水域へ生活雑排水を未処理で放出しており、公共用水の水質の汚泥負荷を低減させるため、引き続き生活雑排水の処理を行っていない世帯に対し、公共下水道への接続の推進、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換促進が必要となっています。

(2) 生活排水対策の啓発

本市の水環境保全に対して、生活排水処理対策が果たす役割は重要であることから、公共下水道への接続及び合併浄化槽設置促進について、広く市民に啓発するとともに、浄化槽の機能を維持し適正処理を図るため、浄化槽の保守点検・清掃など管理の徹底を使用者に啓発する必要があります。

(3) 適正及び安定的な処理・処分の継続

鹿児島市衛生処理センターは、供用開始から19年が経過しており、今後もし尿及び浄化槽汚泥を安定的に処理するため、性状や排出量の変化に応じた適正な維持管理を継続する必要があります。

また、牟礼岡団地地域下水道及び松陽台地域下水道施設の適正な維持管理を継続する必要があります。



基本方針1 公共下水道の計画的整備等

👉 P 4 - 11



◆ 公共下水道の計画的整備等

公共下水道事業については、市街化区域内において処理区域の拡大に努め、水洗化を促進するとともに、幹線管渠や処理施設の整備を行います。

◆ 下水道汚泥の有効利用等

下水処理場から発生する下水道汚泥については、全量堆肥化し、有効利用を図っていますが、今後の環境対策を踏まえた有効利用については調査・研究を行います。

基本方針2 合併処理浄化槽の設置促進等

👉 P 4 - 11



◆ 合併処理浄化槽の設置促進等

公共下水道事業計画区域外及び地域下水道処理区域外の地区においては、生活排水の全てを処理することができ、かつ公共下水道と同等の処理性能を有する合併処理浄化槽の設置を促進します。

◆ 地域下水道施設の適正な維持管理

地域下水道及び衛生処理センターについては、施設の適正な維持管理に努めます。

※具体的な取組（四角囲み）の文言等については、今後整理します。

👉 P 4 - 12

目標指標	現況(R元年度)	設定理由
汚水衛生処理率	92.8 %	○ し尿や生活雑排水（台所からの排水等）の処理状況を把握する指標として、継続して設定する。

汚水衛生処理率とは、本市の人口のうち、公共下水道・地域下水道・合併処理浄化槽により生活排水を処理している割合

$$\text{汚水衛生処理率} = \frac{\text{公共下水道・地域下水道・合併処理浄化槽により生活排水を処理している人口}}{\text{本市の人口（行政区域内人口）}}$$